

日常生活の便宜を図るため、様々な日常生活用具を給付します。

※購入前の申請が必要です。

〔対象者〕 身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳を持っている人または難病患者で、それぞれの用具の支給要件にあてはまる人（介護保険の対象者は、日常生活用具の種類により、介護保険サービスのレンタルが優先されることがあります。）

※二重線の種目については、大野城市にて施設入所サービスの支給決定をしている施設入所者も給付対象になります。

〔費用負担〕 原則として見積額から1割負担（※ 品目には基準額を設けていますので、基準額を超える額については自己負担となります。）

〔窓 口〕 大野城市福祉課 TEL 580-1852・1853 FAX 573-8083

〔種目一覧〕

種 目	障がいおよび程度	耐用年数	基準額
特殊寝台	下肢または体幹機能障がい2級以上の人	8年	154,000円
特殊マット	下肢または体幹機能障がい1級の人 (常時介護を要する人に限る。)	5年	60,500円
特殊尿器	下肢または体幹機能障がい1級の人 (常時介護を要する人に限る。)	5年	67,000円
入浴担架	下肢または体幹機能障がい2級以上で、原則として入浴時に他人の介助を要する人	5年	82,400円
体位変換器	下肢または体幹機能障がい2級以上で下着交換時などに他人の介助を要する人(原則として学齢児以上)	5年	15,000円
移動用リフト	下肢または体幹機能障がい2級以上の人 (原則として3歳以上)	4年	159,000円
訓練いす (児童のみ)	下肢または体幹機能障がい2級以上の人 (原則として3歳以上)	5年	33,100円

種 目	障がいおよび程度	耐用年数	基準額
訓練用ベッド (児童のみ)	下肢または体幹機能障がい2級以上の人 (原則として学齢児以上)	8年	159,200円
入浴補助用具	下肢または体幹機能障がいがあり、入浴時に介助を必要とする人(原則として3歳以上)	8年	90,000円
便器	下肢または体幹機能障がい2級以上の人 (原則として学齢児以上)	8年	5,400円
頭部保護帽	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持っていて、てんかんの発作などにより頻繁に転倒する人など	3年	レディメイド 12,160円 オーダーメイド 36,750円
歩行補助つえ (T字状、棒状)	平衡機能または下肢もしくは体幹機能障がいのある人	3年	木材 2,200円 軽金属 3,000円
移動・移乗支援用具(手すり、スロープなど)	平衡機能または下肢もしくは体幹機能障がいがあり、家庭内の移動などにおいて介助を必要とする人	8年	60,000円
特殊便器	上肢障がい2級以上の人	8年	151,200円
火災報知器	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持っていて、火災発生の感知・避難が困難な人(当該者の世帯が単身世帯およびこれに準ずる世帯である場合に限る。)	8年	15,500円
自動消火器	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持っていて、火災発生の感知・避難が困難な人(当該者の世帯が単身世帯およびこれに準ずる世帯である場合に限る。)	8年	28,700円
電磁調理器	視覚障がい2級以上であって18歳以上の人(視覚障がいのある人のみの世帯およびこれに準ずる世帯)	6年	41,000円

種 目	障がいおよび程度	耐用年数	基準額
歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障がい2級以上の人	10年	7,000円
聴覚障がい用 屋内信号装置	聴覚障がい2級以上の人(当該者の世帯が単身世帯およびこれに準ずる世帯である場合に限る。)	10年	87,400円
透析液加温器	じん臓機能障がい3級以上の人で、自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う人(3歳以上)	5年	51,500円
ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能障がい3級以上または同程度の身体障がいがあり、必要と認められる人	5年	36,000円
電気式たん吸引器	呼吸器機能障がい3級以上または同程度の身体障がいがあり、必要と認められる人	5年	56,400円
酸素ポンペ 運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う人	10年	17,000円
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	呼吸器機能の障がい3級以上もしくは同程度の障がいのある人であって、在宅酸素療法を必要とする人または人工呼吸器を装着している人	5年	87,000円
医療機器用バッテリー(発電機を含む。)	人工呼吸器、ネブライザー又は電気式たん吸引器を使用している身体障がいのある人	5年	100,000円
視覚障がい用 体温計(音声式)	視覚障がい2級以上の障がいのある18歳以上の人(視覚障がいのある人のみの世帯およびこれに準ずる世帯)	5年	13,300円
視覚障がい用 体重計	視覚障がい2級以上の障がいのある18歳以上の人(視覚障がいのある人のみの世帯およびこれに準ずる世帯)	5年	18,000円

種 目	障がいおよび程度	耐用年数	基準額
携帯用会話補助装置	音声機能もしくは言語機能または肢体不自由であって、発声・発語に著しい障がいのある人	5年	98,800円
情報・通信支援用具	視覚障がい2級以上または上肢障がい2級以上の人	5年	100,000円
点字ディスプレイ	視覚障がいおよび聴覚障がいの重度重複障がい(原則として視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級)のある人で、必要と認められる人	6年	383,500円
<u>点字器</u>	視覚障がいのある人	標準型 7年 携帯型 5年	標準型 10,400円 携帯型 7,200円
点字タイプライター	視覚障がい2級以上の人(原則として就労もしくは就学しているまたは就労が見込まれる人)	10年 (児童は5年)	63,100円
視覚障がい用ポータブルレコーダー	視覚障がい2級以上の人	6年	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円
視覚障がい用活字文書読み上げ装置	視覚障がい2級以上の人(原則として学齢児以上)	6年	99,800円
視覚障がい用拡大読書器	視覚障がいのある人で、本装置により文字などを読むことが可能になる人	8年	198,000円
聴覚障がい用通信装置	聴覚障がいまたは発声・発語に著しい障がいがあり、コミュニケーション、緊急連絡などの手段として必要と認められる人(原則として学齢児以上)	5年	71,000円
聴覚障がい用情報受信装置	聴覚障がいがあり、本装置によりテレビの視聴が可能になる人	6年	88,900円
<u>人工喉頭</u>	喉頭を摘出した人	笛式 4年 電動式 5年	笛式 5,000円 電動式 70,100円

種 目	障がいおよび程度	耐用年数	基準額
視覚障がい用時計	視覚障がい2級以上の人(原則として、音声時計は手指の感覚に障がいがある等のため触読時計の使用が困難な者に限る。)	10年	触読 10,300円 音声 13,300円
<u>ストマ用具</u> <u>(紙おむつな</u> <u>どの代替品を</u> <u>含む)</u>	ストーマを造設している人、高度の排便機能障がいがある人、脳原性運動機能障がいがあり意思表示が困難な人	—	13,000円 (1ヶ月の上限額)
<u>収尿器</u>	高度の排尿機能障がいのある人	1年	男性用 7,700円 女性用 8,500円
住宅改修	(1)下肢、体幹機能障がいまたは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る。)で障害程度等級3級以上を有する人 (2)特殊便器の取り替えをする場合は、上肢障がい2級以上の人※学齢児以上の人	—	200,000円 ※原則1回

※難病の人や小児慢性特定疾患の人が受けられる用具もあります。詳しくは福祉課窓口にご相談ください。

● 補装具費の支給

【身・難】

身体の障がいを補って、日常生活を容易にするための補装具費を支給します。

〔対象者〕 身体障害者手帳を持っている人または難病患者（介護保険の対象者は、補装具の種類により、介護保険サービスのレンタルが優先されることがあります。）

〔費用負担〕 原則として1割（ただし、所得に応じて月額負担上限額が設定されます）

〔窓 口〕 大野城市福祉課 TEL 580-1852・1853 FAX 573-8083